

ピクテ・ゴールド(為替ヘッジあり)

## 改めて注目したい株式と金の組み合わせ効果

「金」の価格は株式や債券などの主要資産と異なる値動きをする傾向があります。日本の投資家にも人気の高い米国株式と金を組み合わせて投資した場合の効果、米国株式と金の積立の効果について、過去のデータを用いてシミュレーションしてみました。

### 米国株式と金の併せ持つ意味

「金」の価格は株式や債券などの主要資産と異なる値動きをする傾向があります。そのため、他の資産と組み合わせることで、分散効果が期待できるほか、資産全体の運用効率を高めることにつながります。

一例として日本の投資家にも人気の高い米国株式と金を組み合わせて投資した場合の効果を見てみましょう。米国株式と金を同額(50%ずつ)保有した場合の過去20年間のパフォーマンスの実績が図表1と図表2で、図表1は米国株式と金(為替ヘッジをしたもの、以下、円ヘッジ)、図表2は米国株式と金(為替ヘッジをしていないもの、以下、円換算)を組み合わせたものです。

米国株式と金を組み合わせて保有することで、米国株式や金を単体で保有しているよりも、パフォーマンスの変動を相対的に抑えつつ、ヘッジあり・なしどちらのケースも当該期間では年率9%程度のリターンを上げることができました。また、米国株式と金の組み合わせ比率を10%ずつ変化させた場合のリスク・リターン(有効フロンティア)(図表3)をみると、米国株式に対し金の保有比率を上げていくと(米国株式50%、金50%あたりまで)、リスクが下がり、リターンが上昇していることがわかります。つまり、米国株式に対し、金を10%、20%程度組み入れることでも、分散投資効果があることを示しています。

過去20年間の金と米国株式の相関係数は、金(円ヘッジ)と米国株式が-0.18(逆相関)、金(円換算)と米国株式が0.14(低相関)でした。資産間の相関が逆相関の場合はそれぞれの資産が逆の動きを、相関が低い場合は価格の動きに関連性が小さいことを意味します。そのため、米国株式と金は、分散効果が期待できる可能性のある組み合わせと言えます。<次ページにつづく>

※将来の市場環境の変動等により、当資料記載の内容が変更される場合があります

データは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

図表1: 金(円ヘッジ)と米国株式、金(円ヘッジ)50%+米国株式50%の推移

月次、円ベース、期間: 2001年7月末~2021年7月末



図表2: 金(円換算)と米国株式、金(円換算)50%+米国株式50%の推移

月次、円ベース、期間: 2001年7月末~2021年7月末



図表3: 金と米国株式の持ち合わせによるリスク・リターンの変化

月次、円ベース、期間: 2001年7月末~2021年7月末



【本ページの指数】

※金(円換算): ロンドン・ゴールド・マーケット・フィキシングLtd-LBMA PMフィキシング価格/USDを円換算、金(円ヘッジ): 金価格からヘッジコスト(米ドル、円Libor1ヵ月物の金利差)を控除し算出、米国株式: S&P500種株価指数(配当込)、金(円ヘッジ)50%+米国株式50%および金(円換算)50%+米国株式50%は月次でリバランス ※リスクは月次リターンの標準偏差を年率化、リターンは年率

出所: ブルームバーグのデータを使用しピクテ投信投資顧問作成

## 金50%+米国株式50%を積み立てた場合

それでは、米国株式と金を積み立てた場合を見てみましょう。

毎月10万円を米国株式に全額投資した場合と、米国株式に5万円(50%)、金(円ヘッジ/円換算)に5万円(50%)投資した場合の20年間の積立シミュレーションが図表4です。米国株式と金の同額積立は、分散投資を行っていることもあり、米国株式全額投資の場合の積立評価金額を下回っています。

一方、米国株式への全額投資は、価格変動が相対的に大きいこともあり、評価金額が積立金額を長期間下回る期間がありました。米国株式と金の同額積立では、概ね評価金額が積立金額(灰色部分)を上回って推移していることがわかります。

この背景としてはリーマン・ショック時(2008年)のような金融市場の混乱時に金を組み合わせていたことで、米国株式の単体投資よりも下落率が抑えられたことがあげられます。

## 米国株式に一括投資し、併せて金を積み立てた場合

次に米国株式に一括投資し、併せて金の積み立てを行った場合を見てみましょう。

2001年7月末に米国株式に1,200万円一括投資し、同時に金(円ヘッジ/円換算)を毎月5万円、20年間積み立てた場合の投資シミュレーションが図表5、図表6です。

図表5、図表6ともに金の積立を開始して13年目くらいから金の構成比が30%から50%の間に落ち着いていることがわかります。前頁の図表3「金と米国株式の持ち合わせによるリスク・リターンの変化」を振り返ると、過去20年間の実績では、金の比率が増えることで、米国株式だけを保有している場合に比べ、ポートフォリオのリスクが大きく低下していました。

以上のように、米国株式と金の組み合わせをご紹介してきました。株式市場の好調さが続いている中、知らず知らずのうちにポートフォリオのリスクが高くなっている場合もあります。ポートフォリオのリスクを低減させる一助として、今の時期だからこそ、金の組み合わせをご検討されてはいかがでしょうか。

※将来の市場環境の変動等により、当資料記載の内容が変更される場合があります。

図表4: 金50%+米国株式50%と米国株式の積立投資シミュレーション(毎月10万円積立)

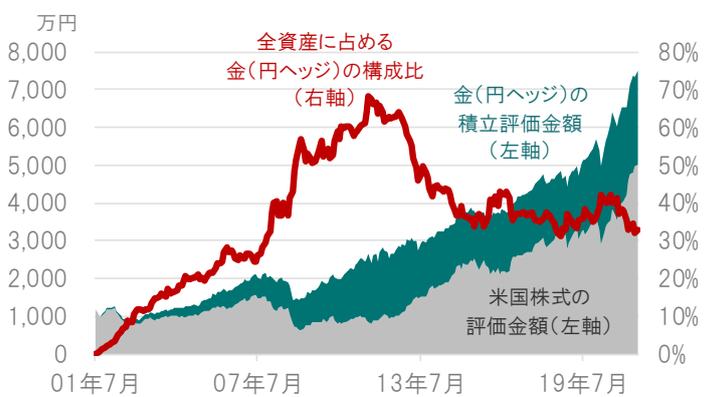
月次、円ベース、期間: 2001年7月末~2021年7月末  
万円



※積立シミュレーションは毎月月初に10万円投資した場合のシミュレーション

図表5: 米国株式(1,200万円)一括投資と金(円ヘッジ)の積立投資(毎月5万円)のシミュレーション

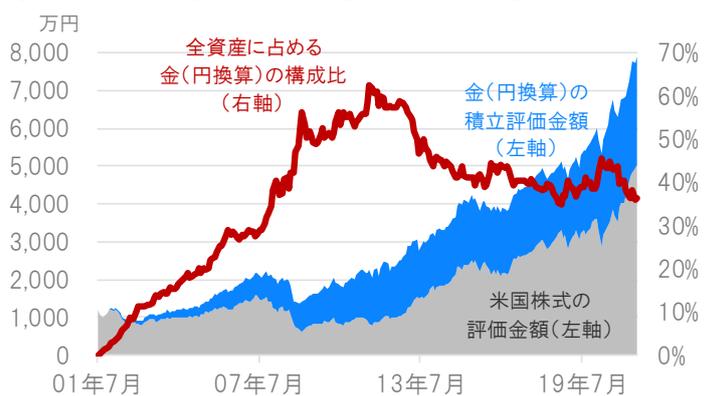
月次、円ベース、期間: 2001年7月末~2021年7月末



※積立シミュレーションは毎月月初に5万円投資した場合のシミュレーション

図表6: 米国株式(1,200万円)一括投資と金(円換算)の積立投資(毎月5万円)のシミュレーション

月次、円ベース、期間: 2001年7月末~2021年7月末



※積立シミュレーションは毎月月初に5万円投資した場合のシミュレーション

【本ページの指数】

※金(円換算): ロンドン・ゴールド・マーケット・フィクシングLtd-LBMA PMフィクシング価格/USDを円換算、金(円ヘッジ): 金価格からヘッジコスト(米ドル、円Libor1ヵ月物の金利差)を控除し算出、米国株式: S&P500種株価指数(配当込)、金(円ヘッジ)50%+米国株式50%および金(円換算)50%+米国株式50%は月次でリバランス

出所: ブルームバーグのデータを使用しピクテ投信投資顧問作成

データは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

## 投資リスク

### [基準価額の変動要因]

- ファンドは、実質的に金に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている金の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。
- したがって、**投資者の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。**

金の価格変動リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ファンドは、実質的に金に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている金の価格変動の影響を受けます。</li> <li>●金の価格は、金の需給の変化や為替レート・金利の変動等の要因により変動します。金の需給は、政治・経済的事由、技術発展、資源開発、生産者や企業の政策、政府の規制・介入、他の金融・商品市場や投機資金の動向等の要因で変動します。</li> </ul>
為替に関する留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>●組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、当該通貨と円との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。</li> </ul>

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### [その他の留意点]

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

## ファンドの特色

＜詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください＞

- 実質的に金に投資します
- 原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります
- 年1回決算を行います

- 毎年7月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
    - －分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
    - －収益分配金額は、基準価額の水準および市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
    - －留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※ファンドでは、指定投資信託証券として以下の各投資信託証券を主要投資対象とします(当資料作成基準日現在)。なお、指定投資信託証券は委託会社により適宜見直され、選定条件に該当する範囲において変更されることがあります。

- ピクテ(CH)プレシャス・メタル・ファンド・フィジカル・ゴールド クラスI dy USD 受益証券(当資料において「フィジカル・ゴールド・ファンド」という場合があります)
- ピクテ - ショートターム・マネー・マーケット JPY クラスI 投資証券(当資料において「ショートターム MMF JPY」という場合があります)
- 金融商品取引所に上場(これに準ずるものおよび上場予定等を含みます。)されている投資信託証券(当資料において「上場投資信託証券」という場合があります)

※投資信託証券への投資を通じて、金の現物に投資し、米ドル建ての金価格の値動きを概ねとらえることを目指します。

(注)為替ヘッジコスト等により乖離が生じることが想定されます。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## 手続・手数料等

### [お申込みメモ]

購入単位	販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(ファンドの基準価額は1万円当たりで表示しています。)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
購入・換金の申込不可日	スイスもしくはロンドンの銀行の休業日、ロンドン証券取引所の午後休業日または12月24日においては、購入・換金のお申込みはできません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
信託期間	2011年12月28日(当初設定日)から無期限とします。
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。
決算日	毎年7月15日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年1回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

### [ファンドの費用]

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	2.2%(税抜2.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入価額に乗じて得た額とします。(詳しくは、販売会社にてご確認ください。)	
信託財産留保額	ありません。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に年0.539%(税抜0.49%)の率を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は当該終了日の翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。 【運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)】	
	委託会社	販売会社 受託会社
	年率0.15%	年率0.3% 年率0.04%
投資対象とする 投資信託証券	フィジカル・ゴールド・ファンド	純資産総額の年率0.34%(上限)
	ショートターム MMF JPY	純資産総額の年率0.3%(上限)
※上場投資信託証券につきましては銘柄毎に異なります。上記の報酬率等は、今後変更となる場合があります。		
実質的な負担	最大年率 <b>0.879%</b> (税抜0.83%)程度 (注)組入上場投資信託証券により変動する場合がありますが上記最大年率を超えないものとします。2021年1月末日現在の組入状況および投資先ファンドにおいて適用されている報酬率に基づいた試算値は、年率0.76%(税込)程度です。 (この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。)	
その他の費用・手数料	毎日計上される監査費用を含む信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率 <b>0.055%</b> (税抜0.05%)相当を上限とした額)ならびに組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)は、そのつど信託財産から支払われます。また、フィジカル・ゴールド・ファンドについては、申込み・買戻し時に取引コスト相当額が申込価格に付加または買戻価格から控除され、当該ファンドの信託財産に留保されます。投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金・監督当局に対する年次費用、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われることがあります。	

※当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### [税金]

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」について

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、当資料発行日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

巻末の「当資料をご利用にあたっての注意事項等」を必ずお読みください。

ゴールド 250521\_4

## 委託会社、その他の関係法人の概要

委託会社	ピクテ投信投資顧問株式会社(ファンドの運用の指図を行う者) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号 加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会	【ホームページ・携帯サイト(基準価額)】 <a href="https://www.pictet.co.jp">https://www.pictet.co.jp</a>
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管および管理を行う者) 〈再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社〉	
販売会社	下記の販売会社一覧をご覧ください。(募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払いを行う者)	

## 販売会社一覧

### 投資信託説明書(交付目論見書)等のご請求・お申込先

商号等	加入協会			
	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
藍澤証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第6号	○	○	
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第15号	○		○
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○	○	
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○	○	○
FFG証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第5号	○		
OKB証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第191号	○		
岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号	○	○	○
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第52号	○	○	
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者 九州財務局長(金商)第18号	○		
極東証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第65号	○		○
きらぼしライフデザイン証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3198号	○		
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第21号	○		
大和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号	○	○	○
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長(金商)第36号	○		
東洋証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号	○		○
野村証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号	○	○	○
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1977号	○		
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第20号	○		
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第152号	○	○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○		○
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○
水戸証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第8号	○		
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第8号	○		○
株式会社青森銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第1号	○		
株式会社伊予銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第2号	○		○
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第3号	○		○
株式会社香川銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第7号	○		
株式会社鹿児島銀行 (委託金融商品取引業者 九州FG証券株式会社)	登録金融機関 九州財務局長(登金)第2号	○		
株式会社北九州銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第117号	○		○
株式会社京都銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第10号	○		○
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第53号	○		○
株式会社きらぼし銀行 (委託金融商品取引業者 きらぼしライフデザイン証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第53号	○		○
株式会社熊本銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第6号	○		
株式会社佐賀銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第1号	○		○
株式会社滋賀銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第11号	○		○
株式会社四国銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第3号	○		
株式会社十八親和銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第3号	○		

## 販売会社一覧(つづき)

商号等			加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第45号	○		○	
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第39号	○		○	
株式会社筑波銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第44号	○			
株式会社東邦銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第7号	○			
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第6号	○		○	
株式会社肥後銀行 (委託金融商品取引業者 九州FG証券株式会社)	登録金融機関	九州財務局長(登金)第3号	○			
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	○		○	
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○	
株式会社北陸銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	○		○	
株式会社三井住友銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第54号	○		○	○
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社三菱UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	○	○	○	
株式会社もみじ銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第12号	○		○	
株式会社山形銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第12号	○			
株式会社山口銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第6号	○		○	

## 当資料をご利用にあたっての注意事項等

●当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。取得の申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容を必ずご確認の上、ご自身でご判断ください。●投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合は、為替変動リスクもあります)に投資いたしますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。